

検査項目	入職時一般健康診断 (労働安全衛生規則第43-47条)	定期健康診断 (労働安全衛生規則第44条)	協会けんぽ (35歳～74歳の方) 生活習慣病予防健診	協会けんぽ 生活習慣病 予防健診 付加健診 40歳・50歳 が対象	協会けんぽ 子宮頸がん 検診 (単独受診)	大阪市特定健診	大阪市大腸 がん検診	大阪市肺がん 検診	大阪市胃がん 検診	大阪市乳がん検診 30～39歳の方 40歳以上の方	大阪市子宮 頸がん検診	大阪府後期高齢健診
結果返却期間	3日	1日										
診察・問診	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
既往歴及び業務歴の調査 (喫煙歴及び服薬歴)	※1	※1	※1		※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
※1喫煙歴及び服薬歴については、問診等で聴取を徹底する旨通知(平成20年1月17日 基発第0117001号 保発第0117003号)												
自覚症状及び他覚症状の有無の検査・聴打診	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
身長	●	●	●			●						●
体重	●	●	●			●						●
BMI	●	●	●			●						●
腹囲	●	●	●			●						
視力(右・左)	●	●	●									
色覚検査												
聴力(右・左)1000Hz・4000Hz	●	●	●									
血圧(mmHg)	●	●	●			●						●
胸部エックス線検査	●	●	●						●			
血液一般												
ヘマトクリット値			●									
血色素量	●	●	●									
赤血球数	●	●	●									
白血球数			●									
血小板・血液像				●								
肝機能												
AST(GOT)	●	●	●			●						●
ALT(GPT)	●	●	●			●						●
γ-GTP	●	●	●			●						●
ALP			●									
総蛋白				●								
アルブミン				●								
総ビリルビン				●								
LDH				●								
アミラーゼ				●								
血中脂質												
総コレステロール定量			●									
HDLコレステロール	●	●	●			●						●
LDLコレステロール	●	●	●			●						●
血清トリグリセライド	●	●	●			●						●
尿												
糖	●	●	●			●						●
蛋白	●	●	●			●						●
潜血			●									
沈査				●								
尿中馬尿酸												
尿中メチル馬尿酸												
尿中マンデル酸												
尿中アセトン												
メタノール												
糖代謝												
血糖(空腹時)	●					●						●
HbA1c			●			●						●
呼吸器												
肺活量				●								
1秒量・1秒率				●								
喀痰・細胞診									※4			
消化器												
胃腸エックス線検査			●							40歳以上		
胃カメラ										50歳以上		
免疫学的便潜血検査			●				●					
腎機能												
尿酸			●			●						●
クレアチニン			●			●						●
eGFR						●						●
尿素窒素				●								
心電図(12誘導)	●		●									
医師の判断により実施※3												
医師の判断により実施※3												
経緯表												
腹部超音波				●								
肝炎ウイルス												
HBs抗原			●※2									
HCV抗体			●※2									
HBs抗体												
婦人科												
マンモグラフィ(1方向)										●※5		
マンモグラフィ(2方向)										●※6		
乳腺超音波										●		
子宮頸がん											● ※5	
金額[円](税込)	10,800	5,400	7,038 肝炎ウイルス検査 +612 マンモグラフィ(50歳以上) +1,066 マンモグラフィ(40歳以上) +1,655 子宮頸がん +1,020	左記、内容 +4,714	1,020		300	0 喀痰検査 +400	1,500	1,000	1,500	400

※2. 過去に検査を受けてない人で希望者のみ

※3. 前年度の特定健診の結果等において次の基準すべてに該当する者

- ①空腹時血糖値100mg/dl以上又はHbA1c5.6%以上
- ②中性脂肪150mg/dl以上又はHDLコレステロール40mg/dl未満
- ③収縮期血圧130mmHg以上又は拡張期血圧85mmHg以上
- ④腹囲、男性85cm以上、女性90cm以上又はBMI25以上

※4. 50歳以上で喫煙指数(1日の喫煙本数×喫煙年数)が600以上の者

※5. 50歳以上で生まれ年で制限有 大正・昭和は奇数年、平成は偶数年

※6. 50歳以上で生まれ年で制限有 大正・昭和は奇数年、平成は偶数年

※3. 下記のものについては除外

- ・他の医療機関において行った最近の結果が明らかで、再度検査を行う必要がないと判断される者
- ・高血圧、心臓病等の疾患により医療機関において管理されている者
- ・健康診断の結果から直ちに受診する必要がある者

#### 【参考資料】

※感染症検査に関しては、法定健診の必須項目ではありませんが、病院・施設及びメディカルサービス事業従事者という立場を考え、当グループでは健康診断の必須項目として位置づけています。

※また、当該健康診断を受けるに当たり、事業所ならびに産業医を委託するホロニクスヘルスケア㈱が保健指導を行う目的で健診データを預けることと医療介護業界に従事する者の義務として、法定外項目(感染症)を付加した健康診断を受診するための同意書

そのため、別に提示する同意書に署名捺印をしていただき、問診票と合わせて健診受付担当者にお渡しください。

●1:20歳以上の者については、医師の判断に基づき省略可

●2:40歳未満(35歳を除く)の者については、医師の判断に基づき省略可

●3:1000及び4000ヘルツの音を用いて、オージオメーターで検査する必要があるが、45歳未満(35、40歳を除く)の者については、医師が適当と認める他の検査方法に変えることができます。

●4:胸部エックス線検査により病変及び結核発病のおそれがないと診断された者について医師の判断に基づき省略可

※1:喫煙歴及び服薬歴については、問診等で聴取を徹底する旨通知(平成20年1月17日 基発第0117001号 保発第0117003号)

※2:②に加えて、①妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの、②BMIが20未満である者、③BMIが22未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者は、医師の判断に基づき省略可

※3:血糖検査について、ヘモグロビンA1cの検査によることも差し支えない。(平成10年12月15日 基発第697号)

※4:40歳未満の者については、以下のア〜ウ以外の方で、医師が必要でないと認めるときは、省略することができます。

ア 5歳毎の節目年齢(20歳、25歳、30歳及び35歳)の労働者

イ 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等の労働者

ウ じん肺法で3年に1回じん肺健康診断の対象とされている労働者(平成22年1月25日 基発0125第1号)

■特定業務従事者に対する健康診断(労働安全衛生規則第45条)

深夜業など特定業務に従事する労働者に対しては、当該業務への配置替えの際6月以内ごとに1回、定期的に、定期健康診断と同じ項目の健康診断を行わなければならない。ただし、胸部エックス線検査については、1年以内ごとに1回、定期的に行えば足り

●定期健康診断の医師の判断による省略基準に加え、下記により検査項目を省略することができます。

年2回の聴力検査のうち1回は、医師が適当と認める方法を用いてもよいことになっています。

貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査については、年2回のうち1回は、医師が必要でないとも認めるときは、省略することができます。

※特定業務一覧(労働安全衛生規則13条第1項第2項に掲げる業務)

①多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務 ②多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務

③ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務 ④土石、鉱末等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務

⑤異常気圧下における業務 ⑥さく岩機、紙打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務

⑦重量物の取り扱い等重激な業務 ⑧ボイラー製造等強烈な騒音を発生する場所における業務

⑨坑内における業務 ⑩深夜業を含む業務(その他省略)

⑪水銀、ヒ素、黄リン、フッ化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、靑酸、苛性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務

⑫鉛、水銀、クロム、ヒ素、黄リン、フッ化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二酸化炭素、靑酸、ベンゼン、アミンその他これらに準ずる有害のガス、蒸気または粉じんを発生する場所における業務

⑬病原体によって汚染のおそれがある業務 ⑭その他厚生労働大臣が定める業務(未制定)

\* 有機溶剤・特定化学物質・鉛・電離放射線・粉じん作業に従事する労働者については、別途省令等にて特定健康診断の実施が義務づけられています。

\* 「深夜業を含む業務」とは業務の常態として深夜業を1週1回以上又は1月に4回以上行う業務をいう。(S23.10.1基発第1456号)

(注)労働者数50名以上の事業場については、遅滞なく定期健康診断結果報告書を提出することが法律で義務づけられています。

※パート・アルバイトに対する健康診断

パート・アルバイトについては、次の①〜③のいずれかで、1週間の所定労働時間が同種の業務に従事する通常の労働者の4分の3以上であるときは、健康診断を実施する必要があります。

また、1週間の所定労働時間が、同種の業務に従事する通常の労働者の概ね2分の1以上であるときは、実施することが望ましいとされています。

①雇用期間の定めのない者 ②雇用期間の定めはあるが、契約の更新により1年(注)以上使用される予定の者

③雇用期間の定めはあるが、契約の更新により1年(注)以上引き続き使用されている者 (注)特定業務従事者にあつては6か月

「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する指針」(平成20年1月31日改正)

健康診断の結果に基づく就業上の措置が、適切かつ有効に実施されるため、就業上の措置の決定・実施の手順に従って、健康診断の実施、健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取、就業上の措置の決定、健康情報の適正な取扱い等についての留意

\*健康診断の実施

医師等による健康診断を実施し、労働者ごとに診断区分(異常なし、要観察、要医療等)に関する医師等の判定を受ける。

\*二次健康診断の受診勧奨

健康診断の結果、二次健診の対象とされた労働者に二次健診を勧奨するとともに二次健診結果を事業者に提出するよう働きかける。

健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取

異常の所見がある上診断された労働者の健康診断の結果について、医師の意見を聞かなければならない。

産業医専任義務事業場は、産業医から意見を聞くことが適当。労働者50人未満の事業場は地域産業保健センターを利用すること等を労働者の健康管理に必要な医学に関する知識を有する医師等から意見を聞くことが適当である。

事業者は、適切に意見を聴くため、必要に応じ、意見を聴く医師に労働者にかかる作業環境等の情報を提供し、場合により労働者との面接の機会を提供することが適切である。

就業上の措置に関し、講ずべき措置の内容等に係る意見を聴く必要がある。

例 通常勤務、就業制限(勤務に制限を加える必要があるもの)、要休業(勤務を休む必要があるもの)

作業環境管理、作業管理を見直す必要がある場合は、措置の必要性について意見を求める。

健康診断個人票の医師等の意見欄に、就業上の措置に関する意見の記入を求める。内容が不明な場合は、医師等に内容等の確認する。意見の聴取は、速やかに行うことが望ましい。

\*就業上の措置の決定

医師の意見に基づいて、就業上の措置を決定する場合はあらかじめ当該労働者の意見を聴き、十分な話し合いを通じて労働者の了解が得られるよう努めることが適当である。

・衛生委員会等に、必要に応じ、健康診断結果の医師等の意見を報告することが適当である。この場合個人が特定されないよう意見を適宜集約する等の措置が必要である。また、作業環境管理及び作業管理について措置を決定する場合は、必要に応じ、調

・就業上の措置を実施し、又は変更する場合は、医師等と産業保健スタッフとの連携及び健康管理部門と人事労務部門との連携に留意する必要がある。また、健康状態の改善が見られた場合には、医師等の意見を聴いた上で、通常の勤務に戻す等適切な措

\*その他の留意事項

(1) 健康診断結果の通知

事業者は、健康診断を受けた労働者に所見の有無にかかわらず、遅滞なく健診結果を通知しなければならない。

(2) 保健指導

事業者は、定期健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対して、医師又は保健師による保健指導を受けさせるよう努めなければならない。

(3) 再検査又は精密検査の取り扱い

事業者は、就業上の措置の決定をできる限り詳しい情報に基づいて行うため、再検査又は精密検査を行う必要がある労働者に対して、当該検査を勧奨するとともに、意見を聴く医師等に当該検査結果を提出するよう働きかけることが適当である。

(4) 健康情報の保護

事業者は、健康情報の保護に留意し、その適正な取扱いに留意する必要がある。

(5) 健康診断結果の記録の保存

事業者は、健康診断結果に基づき、健康診断個人票を5年間(特別管理物質関係は30年、石棉は40年)保存しなければならない。